

物価高騰対応支援事業

住民税非課税世帯臨時特別給付金（追加分）

内容 令和5年12月1日時点で、令和5年度住民税非課税世帯(世帯全員が課税者の扶養になっている世帯を除く)の方、1世帯あたり70,000円を支給します。該当する方にはお知らせを郵送します。

問 社会福祉課 地域包括ケア推進班 ☎(24)5257

エネルギー等物価高騰に伴う低所得世帯支援事業

内容 令和5年12月1日時点で、令和5年度住民税非課税世帯(世帯全員が課税者の扶養になっている世帯、社会福祉施設などに入居している世帯を除く)の方、1世帯あたり5,000円を支給します。該当する方にはお知らせを郵送します。

問 社会福祉課 地域包括ケア推進班 ☎(24)5257

水田農業生産資材高騰・高温影響緩和緊急対策事業

内容 水田農業における生産資材の高騰や異常高温による影響を緩和し、農業経営の継続を図るため、農家の皆さんを支援します。

交付対象と単価 令和5年産において、販売目的で水稻を作付けし、次期作に取り組む農業者の経営規模(主食用米は生産目安から0.1haを控除した面積を上限として算定)に応じて交付金を交付します。

申請期限 2月29日(木)

申請方法 該当者には、申請書を郵送しますので、返信用封筒で申請してください。

※営農計画書未提出の方は、事前に面談を行い申請書を作成します。

問 申 農業振興課 経営企画係 ☎(24)5235 または各総合支所産業建設課

経営規模	交付単価 (1経営体当たり)
3ha以下	8,000円
3ha超～6ha以下	23,000円
6ha超～10ha以下	42,000円
10ha超	65,000円

物価高騰対策事業者支援金

内容 原油価格や電気・燃料費などの価格が高騰していることから、その影響を受けている市内中小企業等の事業継続を支援します。

対象事業者 市内で事業を営む小規模事業者・中小企業者(一部の業種を除く)

交付金額 従業員数に応じて次のとおり交付します。

5人以下…30,000円、6～49人…50,000円、50～99人…70,000円、100人以上…100,000円

申請期限 2月29日(木)

申請方法 申請書を郵送で提出してください。申請書はホームページから取得できます。

問 申 商工課 企業立地・企業支援推進班 ☎(24)5247 または各総合支所産業建設課

募集

第5回郷土講座

内容 喜多方の染型紙「会津型」についてのお話とワークショップを行います。口ビーで会津型展示も開催します。

日時 2月23日(金) 午前10時～11時30分

場所 図書館2階 第2閲覧室

対象 小学生以上

講師 市文化課 学芸員 木幡 江里子

定員 15人(要予約)

参加費 200円

予約方法 1月23日(火)以降に窓口、または電話で申し込みください。

問 図書館 22(1) 1855

喜多方准看護高等専修学校 令和6年度生徒Ⅱ期

内容 今春4月の入学生一般、社会人を募集します。

問 喜多方准看護高等専修学校 令和6年度生徒Ⅱ期

試験日程 2月14日(水)

出願期間 1月31日(水)～2月7日(水)

申し込み方法 入学願書、受験票などを本校へ持参、または郵送してください。

受検申込書 入学願書などは、学校ホームページからダウンロード、または本校「アイデミ」または2階で取得できます。

問 喜多方准看護高等専修学校 ホームページ 22(1) 1219



▲喜多方准看護高等専修学校 ホームページ

お知らせ

きらり喜多方健康ポイント事業「カード申請期限」

内容 令和5年度「きらり喜多方健康ポイント事業」に参加している方は、期限までにカード申請してください。また、事業は通年で実施していますので、健康づくりに関心がある方は、今からでも参加できます。

申請期限 3月11日(月)

問 保健課 健康推進室 24(1) 5223

税

税務署の申告書作成会場

開設期間 2月16日(金)～3月15日(金) 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

入場方法 入場には整理券が必要です。入場整理券は当日配布とLINEによる事前発行があります。配布方法の詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

※入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

問 喜多方税務署 24(1) 5050 音声ガイダンスに従い「2番」を選んでください

産前産後期間の国民健康保険税の軽減

内容 出産する予定がある国民健康保険の被保険者または出産した被保険者の、産前産後期間に相当する国民健康保険税を軽減します。

対象者 喜多方市国民健康保険の被保険者で、出産予定日または出産日が令和5年11月1日以降の方

軽減対象 出産する予定または出産した被保険者の軽減対象期間中の所得割額および均等割額を軽減します。

対象期間 令和6年1月以降分の保険料が対象です。

①単胎妊娠の場合：出産予定日(出産日)が属する月の前月から4カ月間

②2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠した場合：出産予定日(出産日)の属する月の3カ月前から6カ月間

届出 出産予定日の6カ月前から届出が可能です。出産後の届出も可能です。

必要書類

①軽減届出書

②母子健康手帳や出生証明書など出産予定日(出産日)が確認できるもの

③マイナンバーが確認できるもの

問 税務課 市民税班 24(1) 5217